

ご注意ください



さようなら！ 健康保険証



2025年

12月2日から使えなくなります



医療機関等の受診は
マイナ保険証で！



健康保険証は、自動的に「マイナ保険証」
には切り替わりません！

ご自身で利用登録をしてください！

（扶養のご家族分もお忘れなく！）

マイナ保険証ならさらに便利・安心！

確定申告が簡単

マイナポータルで医療費通知情報
を入手し、簡単に医療費控除の
確定申告ができます。

限度額以上の 支払いが不要

医療費が高額になった場合も、
手続きなしで窓口での支払いが
限度額までで済みます。

保険証の 切り替えが不要

就職や転職、退職後の保険証の
切り替えが不要です。
※資格取得の届出は必要。

こんなに便利！
さらに安心！

より質の高い 医療の提供

診療情報や薬剤履歴を医師等と
共有でき、より質の高い医療が
受けられます。※同意した場合のみ。

災害時も安心

災害など緊急時も薬剤履歴が
医師等と連携でき、安全な処方
が受けられます。

マイナ保険証をお持ちでない方には 「資格確認書」を交付します

2025年12月2日の健康保険証の廃止に伴い、
マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するには「資格確認書」が必要です。

「資格確認書」の交付対象者

申請不要

2025年10月1日時点で、当健保組合の被保険者（任意継続被保険者、特例退職被保険者を含む）、被扶養者の方で下記のような理由でマイナ保険証を利用できない方には、当健保組合から「資格確認書」を交付します。ご本人の申請は不要です。

- マイナンバーカードを持っていない
- マイナンバーカードは持っているが、マイナ保険証の利用登録をしていない
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた
- マイナ保険証の利用登録を解除した

※2024年12月2日以降に資格取得するなどすでに資格確認書を持っている方は除きます。

「資格確認書」の
送付予定

2025年
11月中旬

ご注意
ください



次のような理由では「資格確認書」の交付申請はできません。

- ・マイナ保険証は持っているが念のため資格確認書も持っておきたい
- ・修学旅行等の学校行事等において児童等が医療機関を受診するのに備えたい
- ・保育園等で園児が医療機関等を受診するのに備えたい



■ マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーカードの取得方法

申請

マイナンバー交付申請書をご用意ください。

いずれかの方法で

スマホまたは
パソコン

郵送

街中の
証明写真機



※交付申請書がない場合は、マイナンバーカード総合サイトからダウンロードし、郵送で申請してください。

受け取り

交付通知書が届いたら
指定場所にて受け取り

詳しくは
こちら→



マイナンバーカード
総合サイト

■ 保険証利用登録がまだの方

マイナ保険証の利用登録方法

下記いずれかの方法で手続きできます。

スマホ

マイナポータル
から手続き



セブン銀行ATM

「健康保険証利用の
申込み」から手続き



医療機関・薬局

受付の顔認証付
カードリーダー
から手続き



マイナ保険証や資格確認書に関するご質問はこちらへ

皆さまの不安や疑問を払拭するため、複数の健康保険組合と共同で
専用のコールセンターを開設しました。

健康保険証廃止事務局

電話番号：**0120-244-038**

受付時間：**9:00 ~ 17:00**

対応期間：**10/7(火) ~ 12/26(金) *土日祝除く**



* 現行の保険証（黄色のカード）または資格確認書（届いた方のみ）をお手元に準備の上、ご利用ください。